

岩手県中学校総合体育大会開催基準

1 趣 旨

岩手県中学校総合体育大会（以下大会という）は、県下の中学校の代表が相寄って、相互の友好親善を深め、スポーツを通じて健全な身体を育成するとともに、明朗な精神の昂揚を図るものである。

2 主 催

岩手県中学校体育連盟、岩手県教育委員会、(公財)岩手県体育協会、岩手県種目別競技団体、岩手県市町村教育委員会協議会、開催市町村教育委員会、岩手県教職員組合、岩手県中学校長会

3 後 援

岩手県、開催市町村、その他（開催地区中体連が必要に応じて依頼できる）

4 主 管

開催地区中学校体育連盟、県中学校体育連盟専門部、開催地種目別競技団体

5 開催競技

夏季大会は、陸上競技、水泳競技、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、体操競技、新体操、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、ソフトボール、柔道、剣道、相撲、ホッケーの17競技とする。

秋季大会は、駅伝、ラグビーの2競技とする。

冬季大会は、スキー、スケート・アイスホッケーの2競技とする。

6 開催期日

(1) 夏季大会は、7月第3月曜日（海の日）を最終日とする連続した3日間に開催することを原則とする。ただし、開会式を含め1競技3日以内とする。荒天等の場合は1日のみ順延を認める。

(2) 駅伝大会は、10月上旬に開催することを原則とする。

(3) ラグビー大会は、11月上旬に開催することを原則とする。

(4) 冬季大会は、11月中旬～1月中旬の間に開催することを原則とする。

(5) 天候等の問題で、上記期間内に実施不可能な場合は、県中体連事務局と協議の上、変更することができる。

7 参加資格

(1) 参加者は各地区中体連の加盟校に在学し、学校教育法第1条に基づく当該中学校生徒であること。

(2) 各地区中体連体育大会において、当該競技要項により県大会の参加資格を得たチームまたは個人とする。

(3) 同一年度内の参加者は、全種目を通じて一人1種目とする。ただし、ホッケー、スキー、スケート、駅伝、ラグビーについては、特例として兼ねることを認める。

(4) チームの編成は、1校単位で組織されたものとする。ただし、団体種目においては、別に定める「合同チーム参加規程」に基づき合同チームでの参加特例を認める。

(5) 地区予選のない競技については、当該校の校長が認め、地区中体連会長の推薦を得たチームまたは個人とする。

(6) 過年齢生徒の参加については、体力的、技術的要因が大きくかかわると考え、満16歳に達した年度をもって出場制限とする。また、学年指定種目については該当年齢とする。（東北大会に準ずる）

(7) 参加資格の特例（地域スポーツ団体等に所属する中学生）

ア 地域スポーツ団体等に所属し、各地区中体連体育大会及び本連盟の大会に参加を認められた生徒であること。

イ 各地区中体連体育大会及び本連盟の大会に参加を希望する地域スポーツ団体等は以下の条件を具備すること。

(7) 中総体の参加を認める条件

- a 中体連の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- b 選手の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している（県内の中学校に在籍している生徒であること）。
- c 地域スポーツ団体等にあっては、日常継続的に（公財）日本スポーツ協会等公認スポーツ指導者資格を有する代表者もしくは指導者の指導のもとに、適切に行われていること。
- d 地域スポーツ団体等にあっては、（公財）岩手県体育協会に加盟している各競技団体に登録していること。
- e 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁）の「II 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。特に、「2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進（5）適切な休養日等の設定」について運用していること。
- f 競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
- g 中体連（各競技専門部を含む）が主催する諸会議に代表者は必ず出席すること。
- h 地域スポーツ団体等で参加した場合、在籍中学校での参加は認めない。その逆も同様である。
- i 「令和5年度全国中学校体育大会における地域スポーツ団体等の大会参加に対する各競技部の方向性について（確定・訂正）」（令和4年12月7日 日本中体連）、「令和5年度全国中学校体育大会地域スポーツ団体等の参加特例における競技部細則」（令和5年3月8日 日本中体連）及び本連盟が定めた競技細則を遵守し、大会に参加すること。

(イ) 中総体に参加した場合に守るべき条件

- a 実施要項及び出場する競技種目の申し合わせ事項等に従うとともに中総体の円滑な運営に協力すること。
- b 地域スポーツ団体等においては、責任ある代表者・指導者が選手を引率すること。
- c 万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- d 参加費及び中総体開催に要する経費については、各団体で負担すること。
- e 団体競技における地域スポーツ団体等名での出場は1チームのみとする（同一団体で複数のチームの参加はできない）。

(ウ) 中総体への参加を認めない場合

- a 登録申請及び参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合。
- b 同一競技内において、在籍中学校と地域スポーツ団体等、または地域スポーツ団体等どうしの複数登録を行った場合。
- c 複数の地域スポーツ団体等でチームを編成した場合。
- d 団体競技において、県境を越えるチーム編成を行った場合。

8 参加制限

- (1) 毎年の大会開催要項に提案されたものとする。
- (2) 陸上競技（男女）、水泳競技（男女）、ハンドボール（男女）、体操競技団体（男女）、新体操団体（男女）、ソフトボール（男）、柔道（女）、相撲（男）、ホッケー（男女）、スキー（男女）、スケート（男女）、ラグビーは地区予選なしで参加できるものとする。ただし、陸上競技は標準記録による。
- (3) 大会申込前に不参加チーム・個人が出た場合は、開催地区（開催地区中体連会長の推薦）で補うことができる。
- (4) 駅伝大会は、男女とも春の盛岡市内一周駆走大会（4月の第3日曜日）の上位6チームと、各地区より地区予選会への出場チーム数により1～4チームとする。ただし開催地区は男女とも5チーム以内の出場を認める。

9 引率者及び監督等

- (1) **学校においては**、引率者及び監督は当該校の校長・教員（非常勤は除く）・部活動指導員（※1）とする。ただし、部活動指導員は教育委員会設置要項のもと、以下の条件を満たしていないなければならない。また、中学校体育連盟が主催する大会（予選を含む）で登録できる学校は1校のみであること。
 - ア 満20歳以上であること。
 - イ 主催者からの要望があった場合、大会運営に協力する姿勢があること。
 - ウ 次のいずれかに当てはまる者とする。

- (ア) 教育職員免許法に基づく免許を有する者。
- (イ) 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導資格を有する者。
- (ウ) 自治体（含む教育委員会）、体育（スポーツ）協会、中学校体育連盟のいずれかが主催する研修会を受講している者。

※1 ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者であり、学校設置者により任用されている者をいう。

- (2) 学校事情等により、校長がやむを得ないと判断し、当該市町村教育委員会（以下「教育委員会」という）又は設置者が同意した場合に限り、「県中総体、県中新人大会引率・監督細則」により、校長及び教育委員会又は設置者が同意した代理引率・代理監督を特例として認める。なお、部活動指導員は、他校の代理引率者及び代理監督にはなれない。
- (3) 外部・校外コーチは、校長が認めた者とする。ただし、中学校教職員・校長・部活動指導員が他校の外部・校外コーチとしてベンチに入ることは認めない。マネージャーは出場校の教員または生徒とする。

(4) その他の団体においては、同一競技内において監督、コーチとして登録できるチームは1校（チーム）のみであること。

※外部コーチ…校長が学校部活動の指導者として承認した者で、日常的に学校部活動の指導に当たっている者。

※校外コーチ…クラブ・道場などの指導に当たっている者。

- (5) 本大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、外部指導者（コーチ）、トレーナー等は、部活動中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていないものであることをとする。また、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないことをとする。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。**また、地域スポーツ団体等においても指導者に暴力等がないことを代表者が確認して、大会申込書を作成すること。**何らかの形で虚偽や暴力等の事実が判明した場合は、参加を認めない。

10 開催地（別表参照）

- (1) 開催地の決定は、2年毎に、向こう2年分を決める。
- (2) 開催地区同士の折衝で交換することができる。ただし、前年の6月までに決める。
- (3) 予定外の地区が開催要望する場合は、当該地区で折衝し変更もできる。ただし、前年の6月までに決める。
- (4) 事情により、開催予定地が辞退するときは、前年の6月までに代替え地区を選定しておく。

11 大会要項

- (1) 大会要項は、専門部と開催地区とで作成し理事会で決定する。
- (2) 大会要項は、ウェブサイト「www.iwate-chuutairen.net/」に掲載する。
- (3) 競技種目の実施要項に記載する内容は、次のとおりとする。
ア 主催 イ 後援 ウ 主管 エ 期日 オ 会場 カ 競技規定と方法
キ 参加資格 ク 参加人員 ケ 申込（様式） ニ その他必要な事項

12 大会役員

名誉会長	県教育委員会教育長
名誉顧問	県知事（公財）県体育協会会長
会長	本連盟会長
副会長	本連盟副会長 県教委保健体育課総括課長 県市町村教育委員会協議会長 県種目別競技団体会長 県中学校長会長
顧問	県教育委員会委員 県市長会長 県町村長会長
参考	本連盟顧問（公財）県スポーツ振興事業団理事長 県種目別競技団体副会長 他
大会委員長	本連盟理事長
大会委員	県教委保健体育課指導主事 県種目別競技団体理事長 本連盟専門部長 本連盟専門委員長 本連盟理事 本連盟事務局長
※ 以上の大会役員については、県中体連事務局で委嘱する。	
副会長	主管地区中体連会長
顧問	開催地市町村長 開催地教育委員会教育長 開催地教育事務所長
参考	開催地体育（スポーツ）協会会長 開催地種目別競技団体会長 主管地区中体連副会長
副委員長	主管地区中体連理事長

大 会 委 員 開 催 地 区 各 中 学 校 長 開 催 地 教 育 委 員 会 担 当 課 長 ・ 担 当 係 開 催 地 体 育 (ス ポ ー ツ) 協 会 理 事 長 主 管 地 区 中 体 連 事 務 局 長 な ど

※ 地 区 中 体 連 や 専 門 部 の 事 情 に よ り 若 干 の 変 更 も あ り う る。ま た、必 要 に 応 じ て 各 地 区 中 体 連 で 委 嘴 す る。

13 参 加 申 し 込み

各 競 技 別 開 催 要 項 に よ り 参 加 資 格 を 得 た チ ム ま た は 個 人 の 所 属 代 表 者 は、所 定 の 参 加 申 込 書 に 参 加 料 (一 人 1,000 円) を 添 え て 各 地 区 中 体 連 事 務 局 に 申 し 込 む。

各 地 区 中 体 連 事 務 局 は、**書 類 等 を 取 り ま と め の 上**、地 区 中 体 連 会 長 の 推 薦 を 得 て 県 中 体 連 会 長 に 申 し 込 む。

な お、各 地 区 中 体 連 体 育 大 会 を 経 ず に 実 施 す る 陸 上 競 技 ・ 水 泳 競 技 ・ 相 摂 ・ ホ ッ ケ ー ・ ス キ ー ・ ス ケ ト ・ ア イ ス ホ ッ ケ ー に 地 域 ス ポ ー ツ 団 体 等 か ら 出 場 す る 場 合 は、団 体 の 代 表 者 が 責 任 を も つ て **各 競 技 別 開 催 要 項** に よ り 申 し 込 む。

ま た、参 加 申 込 後 の 出 場 辞 退 や 欠 場 の 場 合 に お け る 参 加 料 の 返 金 は 行 わ な い。

14 表 彰

(1) 優 勝 校 に は 賞 状、優 勝 旗 を 授 与 す る。ま た、団 体 競 技 に お け る 優 勝 校 に は メンバ ー 全 員 に も 賞 状 を 授 与 す る。(リ レ 一 種 目 を 含 む)

(2) 1 位 ～ 3 位 を 表 彰 す る こ と を 原 則 と す る。

15 大 会 経 費

大 会 運 営 の た め の 経 費 は、本 連 盟 事 業 費、共 催 負 担 金、寄 付 金、参 加 料 等 を も つ て あ て る。

16 そ の 他

(1) シ ー ド 権 を 設 定 す る 競 技 は、前 年 度 の 県 新 人 大 会 の 結 果 で シ ー ド 権 を 与 え る こ と を 原 則 と す る。

(2) す べ て の 競 技 に お い て、大 会 結 果 を 県 新 人 大 会 の シ ー ド 権 に 反 映 さ せ な い も の と す る。

(3) 大 会 期 間 中 の 負 傷、疾 病 に つ い て は、応 急 处 置 のみ 実 施 す る。学 校 に お い て は、独 立 行 政 法 人 日 本 ス ポ ー ツ 振 興 セン タ ー の 定 め を 適 用 し、地 域 ク ラ ブ 活 動 に お い て は、当 該 ク ラ ブ 代 表 者 の 責 任 の も と 加 入 し て い る 傷 害 保 険 等 の 定 め を 適 用 す る。

平 成 12 年 5 月 2 日 一 部 改 訂 [6 の (3)]

平 成 13 年 5 月 2 日 一 部 改 訂 [9 の (2)]

平 成 15 年 5 月 2 日 一 部 改 訂 [6 の (1) (2), 7 の (1) (4) (7), 13 の (1), 14]

平 成 18 年 5 月 2 日 一 部 改 訂 [7 の (5) (6), 9 の (1), 11]

平 成 19 年 5 月 1 日 一 部 改 訂 [12]

平 成 21 年 5 月 1 日 一 部 改 訂 [6 の (1) (2) (3) (4) (5), 10 の (2)]

平 成 22 年 4 月 30 日 一 部 改 訂 [15 (1) (2)]

平 成 26 年 5 月 2 日 一 部 改 訂 [2, 5, 6 の (2), 11]

平 成 28 年 5 月 2 日 一 部 訂 正 [5, 8 の (2), (3), (4)]

平 成 29 年 5 月 2 日, 平 成 30 年 5 月 2 日 一 部 訂 正 [7 の (6), 11]

令 和 元 年 5 月 2 日 一 部 改 訂 [7 の (3) (6)※ 1]

令 和 2 年 5 月 1 日 一 部 改 訂 [6 の (1)]

令 和 4 年 2 月 25 日 一 部 改 訂 [9 新 設 以 下 繰 り 下 げ]

**令 和 5 年 5 月 2 日 一 部 改 訂 [7 の (7) 新 設, 9 の (1), 9 の (4) 新 設, 9 の (5), 13, 16
(3) 新 設]**